㈡　特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村長は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、法第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定により、あらかじめ、都道府県知事に協議を行うこととされていることから、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、当該協議の手続等について定めること。

都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定める当該利用定員に係る特定教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における教育・保育の提供体制の確保の内容を踏まえ、市町村との協議を行うこと。

2　教育・保育情報の公表に関する事項

教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、法第三章第四節の規定による教育・保育情報の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事項を定めること。

3　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策をその内容に盛り込むこと。

㈠　仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが必要とされている。

このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫の下に、次のような施策を進めることが望ましい。その際、市町村、地域の企業、経済団体、労働者団体、都道府県労働局、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。具体的には、都道府県労働局に設置されている「仕事と生活の調和推進会議」に積極的に参画すること等により密接な連携を図ることが考えられる。

(1)　仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報・啓発

(2)　法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発

(3)　仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等

(4)　仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント・アドバイザーの派遣

(5)　仕事と生活の調和や子ども・子育て支援策に積極的に取り組む企業の認証、認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進

(6)　融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置等、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

㈡　仕事と子育ての両立のための基盤整備

市町村と連携を図りつつ、広域的な観点から認定こども園や保育所の充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。

六　その他

1　子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

市町村子ども・子育て支援事業計画については、法の施行の日までに作成することが必要であるが、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等の事務が法の施行の日の半年程度前に開始される予定であることに鑑み、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までにおおむねの案を取りまとめる必要がある。

また、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画についても、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可等の事務が法の施行の日の半年程度前に開始される予定であることに鑑み、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までにおおむねの案を取りまとめる必要がある。

2　子ども・子育て支援事業計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、法の施行の日から五年を一期として作成することとする。

3　子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の2の㈠又は四の2の㈠により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

4　子ども・子育て支援事業計画の公表

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。

また都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するほか、これを公表すること。

5　東日本大震災による被害が甚大であった地方公共団体における子ども・子育て支援事業計画の作成等の取扱いについて

東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村であって、将来の見通しを立てることが極めて困難なものにおいては、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、その実情に応じ、弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

第四　児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

市町村は、社会的養護施策等の対象となる要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基盤整備を行う。一方で、都道府県は、児童福祉法に基づき児童相談所の設置及び児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等の設置認可を行うとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき自立支援計画に基づく施策を行うなど、要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等に係る専門性が高い施策を担う。このため、都道府県における必要な基盤整備を確保するとともに、市町村が第三の三の2により市町村子ども・子育て支援事業計画に定めた事項及び都道府県が第三の四の5により都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めた事項を踏まえ、市町村と都道府県が行うこれらの施策の連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする必要がある。